

# 国立大学法人東京医科歯科大学入学試験規則

平成16年 4月 1日  
規則第85号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学の入学者を選抜するため、この規則を定める。

(委員会の設置)

第2条 入学試験に関する重要事項を審議するため、入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学長が指名する副理事
- (4) 医学部長
- (5) 歯学部長
- (6) 教養部長
- (7) 大学院保健衛生学研究科長
- (8) 医学部保健衛生学科長
- (9) 歯学部口腔保健学科長
- (10) 歯学部口腔保健学科教育委員会委員長
- (11) 医学部入学試験検討委員会委員長
- (12) 歯学部入学試験検討委員会委員長
- (13) 教養部教授会から選出された入学選抜方法改善委員会委員
- (14) 保健管理センター長
- (15) 事務局長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(各種委員会の設置)

第6条 委員会に、入学試験を円滑に実施するために、次の委員会を置く。

- (1) 入学選抜方法改善委員会
- (2) 入学試験問題作成委員会

2 前項各号の委員会の組織運営については、別に定める。

(専門委員)

第7条 委員会に、入学試験を円滑に実施するために、次の専門委員を置く。

- (1) 試験問題校閲専門委員
- (2) 試験問題採点専門委員
- (3) 面接専門委員
- (4) その他入学試験に関し必要な専門委員

2 前項各号の専門委員は、本学の教授、准教授、専任講師及び外国人教師のうちから、委員会が推薦するものとする。

3 第1項各号の専門委員は、学長が委嘱する。

(専門委員の任期)

第8条 前条第1項第1号の専門委員の任期は1年とし、5月1日から翌年の4月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第2号及び第3号の専門委員の任期は3か月とし、1月1日から3月31日までとする。ただし、推薦による入学者選抜及び私費外国人留学生に対する入学者選抜にかかる専門委員の任期は、学長が別に定める。

3 前条第1項第4号の専門委員の任期は、学長がこれを定める。

(専門委員の任務)

第9条 第7条第1項各号の専門委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 試験問題校閲専門委員は、入学試験問題の校閲を行う。
- (2) 試験問題採点専門委員は、入学試験答案の採点及びその成績の評価を行う。
- (3) 面接専門委員は、入学者選抜の面接を行う。
- (4) その他入学試験に関し必要な委員は、その必要に相応した任務を行う。

(幹事)

第10条 委員会に次の幹事を置く。

- (1) 統合教育機構事務部長
- (2) 統合教育機構事務部学務企画課長
- (3) 統合教育機構事務部入試課長
- (4) 統合教育機構事務部教養事務室長
- (5) 医学部事務長
- (6) 歯学部事務長
- (7) 学生支援・保健管理機構事務部長

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、統合教育機構事務部入試課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 6 日規則第 3 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 5 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 19 日規則第 26 号）

1 この規則は、平成 20 年 6 月 19 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規則の施行の際現に委員として選出されている者は、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日規則第 21 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日規則第 30 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 11 日規則第 16 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 15 日規則第 53 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 15 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 46 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 29 日規則第 70 号）

この規則は、平成 25 年 5 月 29 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 5 月 21 日規則第 39 号）

この規則は、平成 26 年 5 月 21 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 6 月 19 日規則第 45 号）

この規則は、平成 26 年 6 月 19 日から施行し、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 20 日規則第 117 号）

この規則は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 16 日規則第 209 号）

1 この規則は、平成 27 年 11 月 16 日から施行する。ただし、第 3 条の改定規定は、平成 27 年 11 月 1 日から適用する。

2 国立大学法人東京医科歯科大学入学試験健康診断委員会規則（平成 16 年規則第 89 号）は廃止する。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日規則第 111 号）

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 1 日規則第 76 号）

この規則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 5 月 16 日規則第 83 号）

この規則は、令和 4 年 5 月 16 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。